

PRTR届出事項について

○ 検討事項(案)

法の目的を踏まえた上で必要なデータは何か。現行のPRTR制度における届出事項は適切か。

1. 制度的な位置づけ

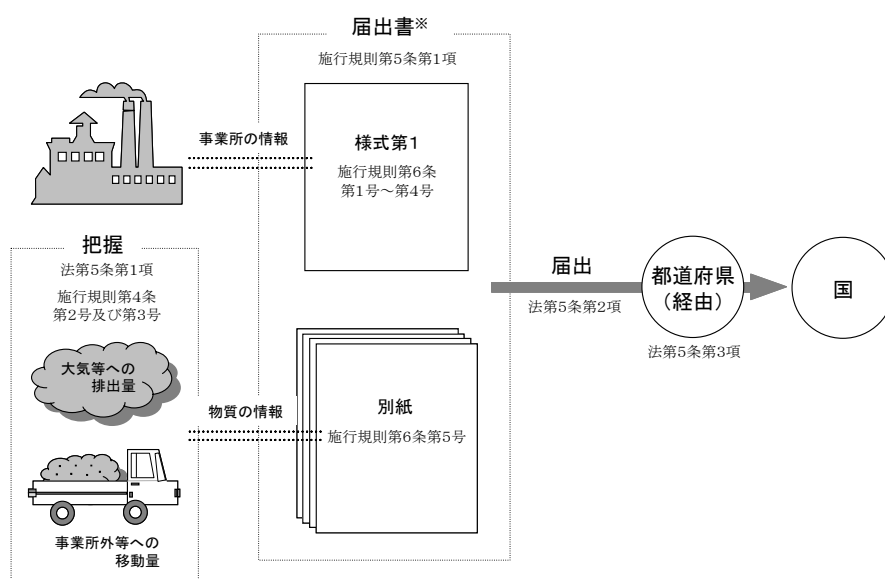


図 1-1 届出事項に関する規定

化学物質排出把握管理促進法では、第一種指定化学物質等取扱事業者は、法第5条第1項により排出量及び移動量を把握し、同条第2項により第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を届け出なければならないとされている。

表 1-1 届出事項(施行規則第6条)

<p>< 事業所に係る事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称等 ・事業所の名称及び所在地 ・事業所の常用従業員数 ・事業が属する業種 	<p>< 対象物質の排出量等に係る事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条第1項の規定により把握した対象物質の名称 ・以下の区分ごとの排出量及び移動量 <ul style="list-style-type: none"> 大気への排出 公共用水域への排出 当該事業所における土壌への排出量 当該事業所における埋立処分 下水道への移動 当該事業所の外への移動
--	---

また、施行規則第5条第1項により、法第5条第2項の届出は、様式第1により届出することとされている。

様式第1（第5条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣（都道府県知事）殿

届出者 住所 〒

(ふりがな)

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称	
	前回の届出における名称		
	(ふりがな) 事業所の名称	
	前回の届出における名称		
	所在地	〒	—
(ふりがな)		都道府県	市区町村
事業所において常時使用される従業員の数			
事業所において行われる事業が属する業種	業種名		業種コード
	うち主たるもの		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～ のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）		1. 有 2. 無	
担当者 (問い合わせ先)	部 署		
	(ふりがな) 氏 名	
	電話番号		
※受理日	年 月 日	※整理番号	

- 備考
- 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 - 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日）における当該事業所の人数を記載すること。
 - 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
 - 5 法人にあつては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 - 6 ※の欄には、記載しないこと。
 - 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 8 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

別紙番号	
------	--

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称					
第一種指定化学物質の号番号		単位（該当するものに○をすること）			1. kg 2. mg-TEQ
排出量	イ 大気への排出
	ロ 公共用水域への排出	排出先の河川、湖沼、海域等の名称
	ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）
	ニ 当該事業所における埋立処分	埋立処分を行う場所（該当するものに○をすること） 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動
	ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）
※整理番号					

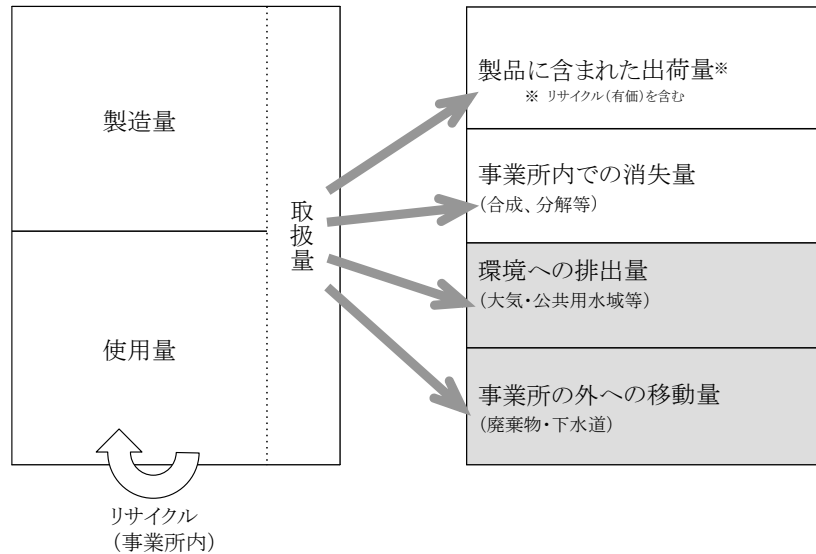
- 備考
- 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 - 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 - 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称（令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名）及び号番号を記載すること。
 - 4 排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること。
 - 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 - 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 - 7 ※の欄には、記載しないこと。

2. 取扱量等について

(1) 取扱量等の定義

化学物質排出把握管理促進法第2条第5項の規定を踏まえ、取扱量等については、P RTR排出量等算出マニュアルにおいて以下のとおり定義されている。

取扱量…対象物質の製造量と使用量を合計した量
 製造量…化学反応、精製等により作り出される対象物質の量
 使用量…原材料、資材等に含まれる対象物質を事業所内で用いる量



注1: 図中の網掛け部分が届出事項。

注2: イメージ図であり、面積比がそれぞれの量の割合を示すものではない。

注3: 取扱量のうち、「その他取扱量」に該当するものは、「製造量」、「使用量」のいずれかに分類して算出する。

図 2-1 用語の定義

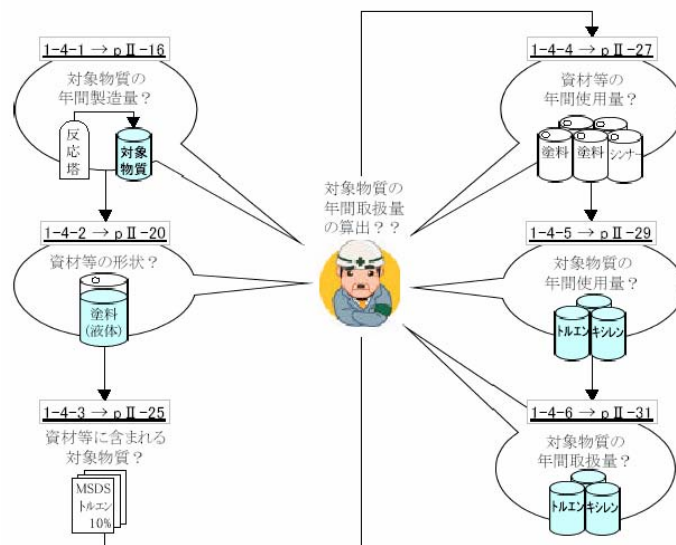


図 2-2 事業所ごとの対象物質の年間取扱量の算出手順例